

# 平成24年度 公共事業再評価 審議内容整理表

【総括表】

	事業名	審議		審議結果	附帯意見	
					審議対象事業	事業種
2	石巻港港湾環境整備事業(廃棄物埋立護岸)	第3回				

事業番号	2	事業名	石巻港港湾環境整備事業(廃棄物埋立護岸)
委員の質問・意見等		県の回答	
①	○ B地区は新規箇所と思われるが、従来のA地区のみを評価対象とすることは考えられなかったのか。 (第3回:橋本副部長)	◎ 東日本大震災により、震災廃棄物等を早急に埋め立てる場所が必要となったことから、B地区も港湾環境整備事業の一連の箇所として追加の上、事業を実施している。再評価についても、新規扱いではなく、両地区を合わせ実施している。	
②	○ もし震災が無かったら、A地区は再開するのか。またB地区のアイデアはどうなったのか。 (第3回:林山部会長)	◎ A地区は、岸壁を整備する際の航路の浚渫土砂の処分先として必要となる。B地区も埠頭エリアとして社会的需要に合わせて整備していく予定で、いずれ浚渫土砂等での埋立が必要となる。	
③	○ B地区は震災により必要性が高まった事業なので、復興事業として国の予算措置がされるべきではないか。 (第3回:林山部会長)	◎ B地区は復興事業として実施している。県負担分は特別交付税措置がなされ、県負担は実質ゼロである。	
④	○ 再評価を分けて実施するという点に対してどう考えるか。 (第3回:林山部会長)	◎ 評価対象としては事業の採択毎としている。	
⑤	○ A地区とB地区を分けて事業を実施することで、制度上問題は生じないか。一体で実施すべきと考える。 (第3回:千葉委員)	◎ 処分量が100万m <sup>3</sup> を境に補助率が変わり、A地区だけだと90万m <sup>3</sup> だが、A地区とB地区を合わせると170万m <sup>3</sup> となり、補助率が少し高くなる。事業制度上からも一本化して評価している。	
⑥	● B地区は復興事業費により実施されることを、調書の費用負担内訳等に明記してほしい。 (第3回:林山部会長, 山本委員)	◎ 明記する。	
⑦	○ 費用対効果分析結果をA地区、B地区、合計と併記できないか。 (第3回:橋本副部長)	◎ A地区は前回再評価時と同じく1.13で、B地区単独で算出すると1.66程度となっている。	
⑧	● A,B地区毎の費用対効果分析結果について、地区毎の計算は既になされているようなので、調書の付属資料として添付することを検討してほしい。 (第3回:林山部会長)	—	
⑨	○ 便益の計算方法について、代替地を設定し輸送コストの縮減分を便益とする手法は、港湾整備事業の費用対効果分析マニュアルに記載されているのか。代替地の設定に依るプロジェクト評価は適切ではない。 (第3回:河野委員)	◎ 港湾整備事業の費用対効果分析マニュアルに記載されている。	
⑩	○ 代替地としてはどこを想定しているか。 (第3回:林山部会長)	◎ 石巻市内で処分可能と想定される箇所、半径約15kmの一円を想定している。	

事業番号	2	事業名	石巻港港湾環境整備事業(廃棄物埋立護岸)
		委員の質問・意見等	県の回答
⑪	●	本事業では、土砂や廃棄物が除かれると、相当の便益が発生することから、費用便益分析自体は問題無いと思われるが、本来は廃棄物などが取り除かれた土地が利用可能になること及び埋立により土地が創出されることによる便益と、廃棄物の輸送費用により費用対効果を算出すべき。 (第3回:河野委員)	—
⑫	●	代替地を石巻市内の半径15km以内と現実的な設定をしていることから、再計算までの必要はないが、マニュアルに問題があることを含み置きいただきたい。 (第3回:林山部会長)	—
⑬	○	関係漁協とはどの程度調整が進んでいるのか。 (第3回:林山部会長)	◎ 本海域の関係漁協、利用者全てに対し、平成23年11月に説明を行い、港湾計画の変更及び震災廃棄物の受け入れについて了解を得ている。
⑭	○	現時点で寄せられているパブリックコメントの内容を教えてください。 (第3回:山本委員)	◎ 護岸工事を早急に実施してほしいという意見と、処理しきれなければA地区でも護岸を整備し、受け入れを行ってはどうかという2件の肯定的な意見が寄せられている。
⑮	●	パブリックコメントも肯定的で、ステイクホルダーの意見も早く実施してほしいということであれば、問題は無いと思う。 (第3回:山本委員)	—
⑯	○	埋立の際、重金属、アスベストといった化学物質のチェックはどのように行われるのか。また、放射性物質が含まれたものを埋め立てる場合、土やコンクリートでの遮蔽が有効だが、本埋立地ではどうするのか。 (第3回:山本委員)	◎ 埋立材は、港湾の埋立基準に合致したものを使用する。また、埋立材として焼却灰をコンクリートで造粒固化したものを使用するが、放射能基準100Bq/kg以下のものを受け入れている。埋立後は、土砂や舗装でキャップする。
⑰	○	埋立に当たっての放射能の基準を教えてください。また、埋立後の評価も行うのか。 (第3回:河野委員)	◎ 100ベクレル/kg以下を基準値としている。実際、30ベクレル/kg程度の値となっており、自然界の数値と変わらない。
⑱	●	30ベクレル程度であれば、廃棄物の埋立基準(8000ベクレル/kg以下)から見ても、問題は無いと思う。 (第3回:山本委員)	—
⑲	●	埋立材の放射能基準や安全性について調書に記載してほしい。 (第3回:林山部会長)	—
⑳	●	事業継続妥当の方向とする。 (第3回:林山部会長)	—
審議結果	事業継続とした県案について		附帯意見等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続妥当</li> <li>・条件を付して継続妥当</li> <li>・見直しの必要あり(休止, 中止等)</li> </ul>		

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答